

(別紙1)

特定事業所集中減算の取り扱いについて

平成18年 7月
平成18年11月 一部改正
平成19年10月 一部改正
平成23年 8月 一部改正

1 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。ただし、平成18年度については、前期の期間を4月1日から8月末日とする。

判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

なお、以下に該当する事業所については、判定期間を満了しないことから当該期間については減算の判定対象事業所から除外する。

判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所
判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

2 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて90%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、次の計算式により計算し、 A 、 B 又は C のいずれかの値が90%を超えた場合に減算。

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 訪問介護を位置づけた計画数

通所介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 通所介護を位置づけた計画数

福祉用具貸与に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 福祉用具貸与を位置づけた計画数

3 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業所は「特定事業所集中減算判定様式」により算定し、算定の結果90%を超えた場合については当該書類を知事に提出すること。なお、90%を超えなかった場合についても、当該書類は各事業所において2年間保存すること。

4 正当な理由の範囲

3で判定した割合が90%を超えた場合に、90%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し、判定期間が前期の場合については9月20日までに、判定期間が後期の場合については3月20日までに知事に提出すること。なお、知事が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めるが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、県が個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても個別に判断することとする。

居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。

判定期間の1月当たりの訪問介護サービス等を位置づけた居宅サービス計画件数が各サービスごとでみた場合に5件以下である場合。

特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合。

サービスの質が高いこととしては下記のようなものを想定している。

ア 特定事業所加算を算定している（算定はしていないが、加算の要件を満たしている事業所も含む）訪問介護事業所である。

イ 事業所評価加算を算定している（算定はしていないが、加算の要件を満たしている事業所も含む）介護予防通所介護事業所と一体的に事業を行っている通所介護事業所である。

上記以外でもサービスの質が高いことにより集中したと認められる場合には正当な理由に該当するが、質が高いと判断される理由について具体的に記載し、他の事業所と比較可能な資料を添付すること。

市町村に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に1法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が90%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が5件以下になるとき。なお、平成16年11月1日以降に合併した市町村については、当分の間、合併前の旧市町村単位で上記条件を満たせば良いこととする。

通所介護について、紹介率最高法人を位置づけた通所介護事業所から路程で3キ

ロメートル以内に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が90%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が5件以下になるとき。

訪問介護又は通所介護について割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。

訪問介護における移送サービス(通院介助、通院等乗降介助等)を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位1品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。

年中無休365日営業している通所介護事業所である。

判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由のみに該当することとなる。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。

東日本大震災(長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。)の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、90%以下となる場合。